

---

# 舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策

## 事業継続月次支援金（10月分）

### 申請要領

---

令和3年11月19日時点版

舞鶴市 産業振興部 産業創造・雇用促進課

「事業者支援特別相談窓口」

TEL : 0773-66-0028

FAX : 0773-62-9891

## 給付目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛による影響を受け、令和3年10月の売上が前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少した中小企業者に対し、今後の事業継続を支援するため支援金を給付します。

## 支給要件

下記の(1)から(3)のすべてに該当する場合、酒類販売事業者においては(1)から(4)のすべてに該当する場合支援金の対象となります。

(1) 舞鶴市内に本店または主たる事務所を有する法人若しくは事業を営む者が舞鶴市内に住所を有する個人事業主であり、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。

業種分類	中小企業基本法における中小企業の定義	
	資本金の額または出資金の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(2) 令和3年3月31日以前から事業をしており、今後も事業継続の意思があること。

(3) 令和3年10月の売上が新型コロナウイルス感染症拡大の影響が顕在化する前の年の10月と比較して、30%以上50%未満減少していること。またその減少の要因は、営業時間短縮等の要請対象となる施設と直接・間接の取引があること(酒類販売の事業者においては営業時間短縮等の要請対象となる飲食店と継続した取引があること)、または不要不急の外出・移動の自粛による影響を受けたこと(以下、「緊急事態宣言等の影響」という。)によるものであること。

(4) 酒類販売業免許または酒類製造免許を取得していること。

## 不支給要件

下記の(1)から(7)のうち、いずれかに該当する場合は、支援金の対象外となります。

(1) これまでに緊急事態宣言等の発令による飲食店等の営業時間短縮の要請対象施設となったことがある。

(2) 令和3年10月の売上が令和2年又は令和元年の同月と比較して50%以上減少している。

(3) 市税を滞納しているもの(徴収の猶予を受けているものを除く。)

(4) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」または「接客業務受託営業」を行う事業者

(6) 宗教上の組織又は団体及び政治団体

(7) その他、舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策事業継続月次支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして市長が判断するもの。

## 申請期限・方法

### (1) 申請期限

令和4年1月7日(金)まで

### (2) 申請方法

郵送または窓口に直接提出

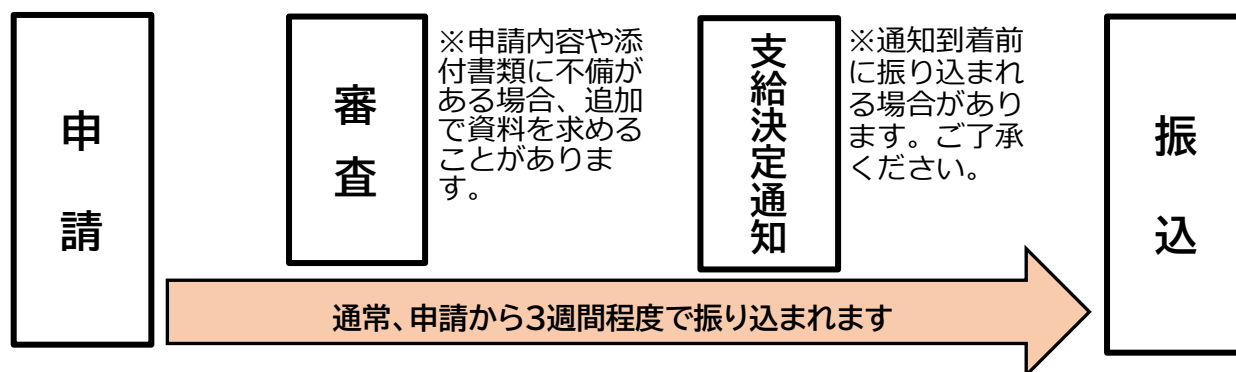
(郵送による申請の場合、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」または「レターパックプラス」を用いてください。令和4年1月7日(金)までの消印有効)

【提出先】 舞鶴市 産業創造・雇用促進課「事業者支援特別相談窓口」

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

※なお、申請書等については舞鶴市役所(産業創造・雇用促進課「事業者支援特別相談窓口」)及び西支所に配架しています。舞鶴市HPからのダウンロードも可能です。

## 申請から支給までの流れ



※事業継続一時支援給付金受給者及び事業継続月次支援金の2回目以降の申請の方は、申請時の添付書類を省略することができます。

## 給付額について

下記の(1)から順に計算し、給付額の算定をしてください。

### (1) 売上減少率の確認

令和3年10月の売上と令和2年又は令和元年10月を比較した場合の減少率を確認する。

◆(A) = 令和3年10月の売上額

◆(B) = 令和2年または令和元年における10月の売上額

$$\text{【減少率】} = \frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100$$

⇒減少率が30%以上50%未満の月が、給付金の申請可能な月となります。(2)へ進み、減少額の算定をしてください。

※減少率が50%以上の月については給付対象外です。(国の月次支援金に該当する可能性があります。)

## (2) 減少額の算定

**【減少額】** = 令和2年又は令和元年10月売上額－令和3年10月の売上額

## (3) 給付額

上記(2)で求めた減少額または下記の上限額のいずれか低い額が給付額となります

※ 令和2年、令和元年どちらも減少率を満たす場合、減少額の高い方を選択することが可能です

**【上限額】** (一般) 法人 10万円 / 個人 5万円  
(酒類販売) 法人 20万円 / 個人 10万円

- ・ 個人事業主で白色申告や青色申告で所得税青色申告決算書の写しの提出をしていない等、確定申告書類において月間事業収入が確認できない場合「令和2年または令和元年の年間事業収入÷12か月」をひと月の売上として算定してください。
- ・ コロナ対策に関連する給付金等（持続化給付金、家賃支援給付金、感染防止対策補助金等）が事業収入に含まれる場合、その受給額を除いた金額を給付額の算定に用いてください。（振込通知書等受給額が確認できるものの写しを添付してください。）

## 特例要件について(給付額の算定方法・追加書類)

### (1) 新規開業

(ア) 令和元年、令和2年に開業した中小企業者

**【減少額】** = (開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数) - 令和3年10月の売上額

※開業日の属する月も、操業日数に関わらず1か月とみなす

◆『法人設立届出書』または『個人事業の開業届出書』を提出してください。

(イ) 令和3年1月から3月に開業した中小企業者

**【減少額】** = (令和3年1月～3月の合計売上額÷開業月から3月までの月数)

- 令和3年10月の売上額

◆『法人設立届出書』または『個人事業の開業届出書』を提出してください。

### (2) 法人成り・事業継承等

減少額については通常の計算式を用いて算定してください

◆『法人設立届出書』または『個人事業の開業・廃業届出書』等、法人化前後、事業継承前後が関連性のあることが分かる書類を提出してください。

### (3) フリーランス

フリーランスとは雇用契約によらない、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として、税務上の雑所得又は給与所得で確定申告をしている方を指します。

◆個人事業主の提出書類に加え、下記のことを提出してください。

①申請者本人の国民健康保険証の写し

②業務委託契約等収入があることを示す書類（令和2年又は令和元年10月における収入が業務委託契約等収入であることを示す契約書（複数契約の場合、任意の1つ）

## 提出書類について

### (1) 事業継続月次支援金を初めて申請される方（事業継続一時支援給付金未受給者）

#### 【共通】

①事業継続月次支援金交付申請書

②同意・宣誓書

③振込口座の通帳の写し

申請書に記載した振込口座の写しを添付（通帳の表紙を開いたページ。銀行コード、支店コード等が記載されたページの写しを添付）

④令和3年10月の売上台帳の写し

令和3年10月の売上台帳を準備してください。様式は問いませんが、必ず、法人名（個人の場合は屋号）、売上の年月（令和3年10月）、月あたりの売上合計金額が明記されている資料が必要です。

⑤（事業収入から給付金等の受給額を除く場合）振込通知書等の写し

コロナ対策に関連する給付金等（持続化給付金、家賃支援給付金、感染防止対策補助金等）が事業収入に含まれる場合、その受給額を除いた金額を給付額の算定に用いてください。また、その除いた額が証明できる振込通知書等の写しを添付してください。

#### 【事業区分によって変わるもの】

#### 法人

①履歴事項全部証明書

令和3年4月以降のものをご用意ください。

②確定申告書別表一の控えの写し

税務署の收受印が押されていることが必要です。e-taxによる申請をされた方は「受信通知」を添付してください。

③法人事業概況説明書の写し

令和2年及び令和元年における10月の売上額が確認できるものがが必要です。

※確定申告に関する書類については、令和2年及び令和元年における10月が含まれる事業年度分の提出が必要です。

## 個人事業主

### ①本人確認書類の写し

運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、健康保険証等の写しをいずれかひとつ添付してください。 ※住所が裏面に記載されている場合は裏面の写しも提出してください

#### ◆青色申告の方

### ②確定申告書第一表の控えの写し（令和2年、令和元年分）

税務署の收受印が押されていることが必要です。e-taxによる申請をされた方は「受信通知」を添付してください。

### ③所得税青色申告書決算書の写し

「令和2年」及び「令和元年」の2年分の月別の売上が分かるものが必要です。

#### ◆白色申告の方

### ②確定申告書第一表の控えの写し（令和2年、令和元年分）

税務署の收受印が押されていることが必要です。e-taxによる申請をされた方は「受信通知」を添付してください。

【酒類販売事業者】 ※【共通】、【法人又は個人】に加え、下記の書類を提出してください。

### ①酒類販売業免許または酒類製造免許を取得していることが分かる書類の写し

### ②時短要請の対象となる飲食店と継続した取引があることが分かる納品書、領収証等の写し

10月において最も取引の大きい飲食店との継続した取引が分かる書類又は複数回の取引が分かる売上台帳や納品書、領収書等を提出してください。

## （2）事業継続月次支援金の申請が2回目以降の方（事業継続一時支援給付金の受給者を含む）

### ①事業継続月次支援金交付申請書

### ②同意・宣誓書

### ③令和3年10月の売上台帳の写し

令和3年10対象月の売上台帳を準備してください。様式は問いませんが、必ず、法人名（個人の場合は屋号）、売上の年月（令和3年10月）、月あたりの売上合計金額が明記されている資料が必要です。

### ④（事業収入から給付金等の受給額を除く場合）振込通知書等の写し

コロナ対策に関連する給付金（持続化給付金、家賃支援給付金、感染防止対策補助金等）が事業収入に含まれる場合、その受給額を除いた金額を給付額の算定に用いてください。また、その除いた額が証明できる振込通知書等の写しを添付してください。

※提出済みの確定申告書類で令和2年10月の売上が確認できない場合は追加で書類を求めることがあります。

※事業継続一時支援給付金を受給した酒類販売事業者は上記書類に加え（1）【酒類販売事業者】の書類を提出してください。

# 申請書記載例

## (1) 申請書記載例【表面】

### 1. 申請者についての情報

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 酒類販売事業者	受付番号 (市記載欄)	
フリガナ(※)	カブシキガイシャ マイヅル		
法人名(※)	株式会社 まいづる		
フリガナ	マイヅル タロウ	代表者・個人性別	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成
[法人]代表者役職・氏名 [個人]氏名	代表取締役 舞鶴 太郎	代表者・個人生年月日	45年 1月 1日
[法人]所在地 [個人]自宅住所	〒625-0080 舞鶴市字北吸 1000 番地		
電話番号	0773-66-0028		
担当者名	舞鶴 花子	担当者電話番号	080-1212-3434
資本金(※)	300万円	常時使用する従業員数	25人
法人番号(※)	9876543210123	決算月(※)	3月
		業種	<input type="checkbox"/> 製造業その他 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業

事業区分を選択してください。酒類販売事業者に該当する方はを記入してください。

日中つながりやすい連絡先。支援金について不明なことがあれば連絡することがあります。

(※)については法人のみ記載してください。役員を除く、従業員数を記載。

### 2. 施設についての情報

施設名(店舗名称等)	まいづる商店
施設所在地	〒625-0080 舞鶴市字北吸 500 番地

緊急事態宣言により影響を受けた店舗を記載。複数の場合は一番影響の大きい店舗を記載してください。

### 3. 振込口座に関する情報

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
北吸 銀行 <u>信用金庫</u> 信用組合・農協	まいづる 本店 <u>支店</u>	3 2 1 0	5 4 3
口座種別	口座番号 (右詰で記入)	口座名義(カタカナ)	
<u>1.普通</u> 2.当座	1 2 3 4 5 6 7	カ) マイヅル	

支援金の振込口座を記載。誤りがある場合、振込できませんので正確に記載してください。

(2) 申請書記載例【裏面】

個人事業主の方で白色申告をしている場合は、「年間事業収入÷12」が月別の売上となります。

4. 売上額の比較及び給付申請額

		10月	
売上額	令和元年 (A)		400,000 円
	令和2年 (B)		300,000 円
	令和3年 (C)		210,000 円
令和元年比	減少額 (D) (A-C)		190,000 円
	減少率 (D/A) × 100	◆減少率 = D/□またはE/□ × 100	47.5%
令和2年比	減少額 (E) (B-C)		90,000 円
	減少率 (E/B) × 100	小数点第二以下切り捨て。	30.0%
給付額			100,000 円
特例により算定		<input type="checkbox"/> 新規開業 <input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> その他	

※令和2年又は令和元年に比べ令和3年の10月の売上が増加している場合、減少額及び減少率の記載は不要です

※白色申告をしている方は「令和2年」「令和元年」の「年間事業収入÷12」が月別の売上となります

※コロナ対策に関する給付金はその給付額を除いて計算してください（給付額が給付額より大きい場合は給付が必要ですが）

申請される給付額を記載してください。減少額または上限額のいずれか低い額を記載。令和2年、元年どちらも減少率を満たし、上限に満たない場合、減少額の高い方を選択することが可能です。

5. 売上減少に関する情報

主な事業内容	美容室
影響種別	<input type="checkbox"/> ①飲食店の時短営業による影響 <input checked="" type="checkbox"/> ②不要不急の外出自粛による影響
主な取引先	〇〇〇ウエディング ※事業をしていない個人との取引を除く
売上が減少した要因（具体的に）	<p>対面でサービスを提供する美容室は不要不急の外出自粛により大きな影響を受けた。感染を恐れ、来店サイクルが伸びた。また結婚式やお祭り等、イベントの自粛により着付けやセットでの来店もなくなった。</p> <p>※「飲食店の時短営業」「不要不急の外出自粛」が売上にどのように影響したか具体的に記載してください</p>